

常務理事	事務長				扱者

正

健康保険被扶養者（異動）届

被 保 険 者 欄	事業所整理記号	被保険者整理番号	氏 名		生 年 月 日	性 別	資 格 取 得 年 月 日	標 準 報 酬 月 額	収 入 (年 収)
			(フリガナ)	(名)				千円	円
			(氏)	(名)					
					⑩				
	住 所				備 考				
	〒				TEL				

被 扶 養 者 欄	氏 名		生 年 月 日	性 別	続 柄	個 人 番 号	被 扶 養 者 に な っ た 日	被 扶 養 者 か ら 除 か れ た 日
	(フリガナ)	(名)						
	(氏)	(名)						
	職 業	収 入 (年 収)	収 入 の 種 類	被 扶 養 者 に な っ た 理 由 又 は 除 か れ た 理 由			住 所	資 格 確 認 書 発 行 要 否
	円					別居の場合 〒	<input type="checkbox"/> 発行が必要	

被 扶 養 者 欄	氏 名		生 年 月 日	性 別	続 柄	個 人 番 号	被 扶 養 者 に な っ た 日	被 扶 養 者 か ら 除 か れ た 日
	(フリガナ)	(名)						
	(氏)	(名)						
	職 業	収 入 (年 収)	収 入 の 種 類	被 扶 養 者 に な っ た 理 由 又 は 除 か れ た 理 由			住 所	資 格 確 認 書 発 行 要 否
	円					別居の場合 〒	<input type="checkbox"/> 発行が必要	

被 扶 養 者 欄	氏 名		生 年 月 日	性 別	続 柄	個 人 番 号	被 扶 養 者 に な っ た 日	被 扶 養 者 か ら 除 か れ た 日
	(フリガナ)	(名)						
	(氏)	(名)						
	職 業	収 入 (年 収)	収 入 の 種 類	被 扶 養 者 に な っ た 理 由 又 は 除 か れ た 理 由			住 所	資 格 確 認 書 発 行 要 否
	円					別居の場合 〒	<input type="checkbox"/> 発行が必要	

事業所所在地	〒	-
事業所名称		
事業主氏名	⑩	
電話	()	

提出

受付年月日

社会保険労務士の代行者印

⑩

電子回路健康保険組合

副

健康保険被扶養者（異動）届

被 保 険 者 欄	事業所整理記号	被保険者整理番号	氏 名		生 年 月 日	性 別	資 格 取 得 年 月 日	標 準 報 酬 月 額	収 入 (年 収)
			(フリガナ)	(名)				千円	円
			(氏)	(名)					
住 所						備 考			
〒						TEL			

被 扶 養 者 欄	氏 名			生 年 月 日	性 別	続 柄	被扶養者になった日	被扶養者から除かれた日
	(フリガナ)							
	(氏)			(名)				
	職 業	収入(年収)	収 入 の 種 類	被扶養者になった理由又は除かれた理由		住 所		資格確認書発行要否
	円				別居の場合 〒		<input type="checkbox"/> 発行が必要	

被 扶 養 者 欄	氏 名			生 年 月 日	性 別	続 柄	被扶養者になった日	被扶養者から除かれた日
	(フリガナ)							
	(氏)			(名)				
	職 業	収入(年収)	収 入 の 種 類	被扶養者になった理由又は除かれた理由		住 所		資格確認書発行要否
	円				別居の場合 〒		<input type="checkbox"/> 発行が必要	

被 扶 養 者 欄	氏 名			生 年 月 日	性 別	続 柄	被扶養者になった日	被扶養者から除かれた日
	(フリガナ)							
	(氏)			(名)				
	職 業	収入(年収)	収 入 の 種 類	被扶養者になった理由又は除かれた理由		住 所		資格確認書発行要否
	円				別居の場合 〒		<input type="checkbox"/> 発行が必要	

事業所所在地	〒	-
事業所名称		
事業主氏名		
電 話	()

提出 うえのとおり認定になりましたから通知します。 令和 年 月 日

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会（厚生労働省内）に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内（再審査請求があったときは、その裁判があったことを知った日から6か月以内）に、健康保険組合を被告として提起することができます。（ただし、原則として、決定又は裁判の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。）

なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。

電子回路健康保険組合